

受付番号: 040021

法律等名称: 建築基準法

案件名: 平成13年国土交通省告示第1372号に関する提案

検討項目: プレキャスト鉄筋コンクリート製ポールのコンクリートかぶり厚さについての検討

検討した結果: 平成17年国土交通省告示第567号により平成13年国土交通省告示第1372号の一部改正をもって措置済み

○ 平成13年国土交通省告示第1372号新旧対照告示条文（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p><u>建築基準法施行令第79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第79条の3第1項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件</u></p> <p><u>建築基準法施行令（以下「令」という。）第79条第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第79条の3第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を定める件</u></p> <p><u>建築基準法施行令（以下「令」という。）第79条第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第79条の3第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>1 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が3以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次の各号に定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について第四号ロ(1)から(3)に定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの</u></p> <p><u>二 コンクリートの設計基準強度が1平方ミリメートルにつき30ニュートン以上であること。</u></p> <p><u>三 コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格 R5210（ポルトランドセメント）-2003に適合するものとし、単位セメント量が1立方メートルにつき300キログラム以上であること。</u></p> <p><u>四 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。</u></p> <p><u>イ 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあっては1センチメートル以上であること。</u></p>	

口 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあっては令第79条第1項に定めるかぶり厚さの数値(鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあっては令第79条の3第1項に定める数値)であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(1)から(3)に定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあっては2センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては3センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあっては捨コンクリートの部分を除いて4センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは4センチメートル以上とすることができる。

(1) 次に定める構造計算を行い安全であることを確かめられた場合

(i) 令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

(ii) 鉄筋のコンクリートに対する付着部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重又は外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G+P+1.4S$	$G+P+1.4S$	
暴風時	$G+P+1.6W$ $G+P+0.35S+1.6W$	$G+P+1.6W$ $G+P+0.35S+1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
地震時	$G+P+K$ $S+K$	$G+P+0.35S+K$	

この表において、G、P、S、W 及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力

P 令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力

S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力

K 令第88条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を1.0以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の韌性を適切に評価して計算することができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値（当該数値が0.3未満のときは0.3）とすることができる。）

(2) 令第82条の6に規定する限界耐力計算又は令第81条第1項ただし書の規定に基づき限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った場合

(3) 令第36条第2項第三号、第3項第二号又は第4項に規定する令第81条の2の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合

2 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐいで、その構造が日本工業規格 A5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）—2000 附属書6 鉄筋コンクリートくい若しくは日本工業規格 A5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）—2000 附属書5 プレストレストコンクリートくいに適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものであるもの

建築基準法施行令（以下「令」という。）第79条第1項の規定（令第139条から令第142条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令第79条の3第1項の規定（令第139条から令第141条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法は、次に定めるところによるものとする。

1 令第79条第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第79条の3第1項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

二 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が3以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等

以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(i)から(iv)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

- イ コンクリートの設計基準強度が1平方ミリメートルにつき30ニュートン以上であること。
- ロ コンクリートを使用するセメントの品質が日本工業規格(以下「JIS」という。)R5210(ポルトランドセメント)-2003に適合するものとし、単位セメント量が1立方メートルにつき300キログラム以上であること。
- ハ 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。
- ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。
 - (1) 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあっては、1センチメートル以上であること。
 - (2) 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあっては、令第79条第1項に定めるかぶり厚さの数値(鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあっては、令第79条の3第1項に定める数値)であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(i)から(iv)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあっては2センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては3センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあっては捨コンクリートの部分を除いて4センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは4センチメートル以上とすることができます。
 - (i) 次に定める構造計算を行い安全であることが確かめられた場合
 - (一) 令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。
 - (二) 鉄筋のコンクリートに対する付着部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

<u>荷重又は外力について想定する状態</u>	<u>一般の場合</u>	<u>令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合</u>	<u>備考</u>
<u>積雪時</u>	<u>G+P+1.4S</u>	<u>G+P+1.4S</u>	
<u>暴風時</u>	<u>G+P+1.6W</u> <u>G+P+0.35</u> <u>S+1.6W</u>	<u>G+P+1.6W</u> <u>G+P+0.35</u> <u>S+1.6W</u>	<u>建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。</u>
<u>地震時</u>	<u>G+P+K</u>	<u>G+P+0.35</u> <u>S+K</u>	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
P 令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力
K 令第88条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を1.0以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の韌性を適切に評価して計算をすることができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値（当該数値が0.3未満のときは0.3）とすることができる。）

- (ii) 令第82条の6に規定する限界耐力計算又は令第81条第1項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った場合
- (iii) 令第36条第2項第三号、第3項第二号又は第4項に規定する令第81条の2の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合

- 二 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐい
で、その構造が次のいずれかに該当するもの
- イ JIS A5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) - 2004 附属書6 鉄筋コンクリートくい
- ロ JIS A5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) - 2004 附属書5 プレストレストコンクリートくい
- ハ イ又はロと同等以上の品質を有するもの
- 三 令第138条第1項第二号に掲げるもので、その構造
が JIS A5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) - 2004 附属書1 ポール類に適合する
もの（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを15ミリメートル以上としたものに限る。）
- 2 コンクリートに加えてコンクリート以外の材料を使用
する部材の構造方法は、次に掲げる基準に適合するもの
とする。
- 二 コンクリート以外の材料にあっては、次に掲げる基
準に適合するポリマーセメントモルタル又はこれと同
等以上の品質を有するエポキシ樹脂モルタル（ただ
し、ロ(1)の曲げ強さにあっては、1平方ミリメートル
につき10ニュートン以上とする。）を用いること。
- イ JIS A6203 (セメント混和用ポリマーディスパー
ジョン及び再乳化形粉末樹脂) - 2000 に適合するセ
メント混和用ポリマー又はこれと同等以上の品質
(不揮発分及び揮発分に係る品質を除く。) を有する
ものであること。
- ロ JIS A1171 (ポリマーセメントモルタルの試験方
法) - 2000 に規定する試験によって、次に掲げる試
験の種類ごとに、それぞれ(1)から(4)までに掲げる強
さの数値以上であることが確かめられたものである
こと。
- (1) 曲げ強さ 1平方ミリメートルにつき 6ニュー
トン
- (2) 圧縮強さ 1平方ミリメートルにつき 20ニュー
トン
- (3) 接着強さ 1平方ミリメートルにつき 1ニュー
トン
- (4) 接着耐久性 1平方ミリメートルにつき 1
ニュートン
- 二 鉄筋に対するかぶり厚さ（前号に規定する材料の部
分の厚さを含む。以下この号において同じ。）が令第
79条第1項に規定するかぶり厚さの数値以上であり、
鉄骨に対するかぶり厚さが令第79条の3第1項に規定
する数値以上であること。
- 三 第一号に規定する材料の付着及び充てんに際し、コ
ンクリート、鉄筋及び鉄骨の表面に汚れ、さび等がな
いものとし、水、空気、酸又は塩により腐食するおそれ
のある部分には、有効なさび止め又は防腐のための
措置を講ずるものとすること。

四 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷のないものとすること。

五 第一号に規定する材料の部分を除いた部材又は架構の構造耐力が、令第79条第1項（令第139条から令第142条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第79条の3第1項（令第139条から令第141条までの規定において準用する場合を含む。）に規定するコンクリートのかぶり厚さによる場合よりも著しく低下しないものであること。